**第３章**

**第３期新城市障害者計画**

# １　基本理念

障害者権利条約や障害者基本法などの理念にあるように、すべての人は、平等であり、障がいのあるなしにかかわらず、個人として等しく尊重されるべきです。

私たちの暮らす「しんしろ」において、市民一人ひとりがこのような認識を持ち、障がいのあるなしにかかわらず、相互に思いやる「あったか」な地域社会を築くため、先人たちにより、たゆまぬ努力が重ねられてきました。それにより、障がいのある人の困りごとなどをその家族や仲間、専門の相談員や支援員などが支える関係性が築かれ、そして、「自分らしさ」が育まれつつあります。

しかしながら、障がいのある人は、今なお差別されることもあり、理解の不足から、あるべき配慮を受けられない状況に遭遇することもあります。

障がいのある人が地域社会の主体として日常生活や社会生活をおくるためには、市民一人ひとりが障がいについて理解を深め、障がいのある人への配慮に心がけていく必要があります。それにより、誰もが「自分らしく」暮らすことができ、障がいのある人とない人とが「支え合う」ことのできる地域社会につながります。

新城市では、第１期障害者計画において「みんなで支え合い　誰もが私らしく暮らせるまち　あったかしんしろ」を掲げて以降、この理念をもとに障がい者施策の推進を図ってきました。第３期障害者計画においても、この理念を継承し、障がい者施策の一層の推進を図ることにより、障がいのあるなしにかかわらず、尊重し合い、心豊かに生活をおくることができ、住みやすさを実感できるまちをめざしていきます。

**みんなで支え合い　誰もが私らしく暮らせるまち**

**あったかしんしろ**

# ２　基本目標

第３期障害者計画では、基本理念「みんなで支え合い　誰もが私らしく暮らせるまち　あったかしんしろ」のもと、障がいのある人を取り巻く現状と課題（第２章）を踏まえ、次の３つの基本目標を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

**基本目標Ⅰ　誰もが尊重されるまちづくり**

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの市民として、日常生活や社会生活を円滑におくるためには、障がいのあるなしにかかわらず、地域社会の主体として互いを尊重し合う環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、障がい者団体等とともに、障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の促進に重点的に取り組みます。

また、障がいのある人が地域社会の主体として、障がいのない人とともに活動できるよう、情報や意思疎通、施設、移動のバリアフリー化に努めるなど、ユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

* **重点事項**

ⅰ　　障がいのある人への理解の啓発と配慮の促進

* **成果指標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指　　　標 | 現状（令和４年度） | 目標（令和10年度） |
| 障がいのある人への理解が深まったと感じる人の割合 | 障がいのある人　15.8％  障がいのない人　33.5％ | 障がいのある人　50％以上  障がいのない人　50％以上 |
| 家族や介護者以外の人から手助けや配慮をされて助かった経験がある障がいのある人の割合 | 11.7％ | 30％以上 |

※令和４年度のアンケート調査結果からの向上をめざすものです。

**基本目標Ⅱ　誰もが自分らしく快適に暮らせるまちづくり**

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの市民として、日常生活を快適におくるためには、生活のあり方を自ら選択、決定でき、その生活を向上、持続していく必要があります。

そのため、障害福祉サービス等や保健・医療などの円滑な提供とともに、障害福祉サービス等を担う福祉従事者の確保を図るなど、障がいのある人の日常生活を支える取り組みと権利擁護を推進します。なお、障がいのある人の生活支援にあたっては、障がいの重度化や重複化、障がいのある人とその家族の高齢化、親亡き後などを見据え、切れ目ない相談支援に重点的に取り組みます。

また、障がいのある人のほか、高齢者や生活困窮者などの個別の福祉課題への対応に加え、さまざまな課題を複合的に抱える人や、制度の狭間となる課題を抱える人を適切な支援につなげます。

* **重点事項**

ⅱ　　切れ目ない相談支援と生活支援

* **成果指標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指　　　標 | 現状（令和４年度） | 目標（令和10年度） |
| どこに相談したらいいかわからず困っている障がいのある人の割合 | 37.3％ | 30％以下 |
| 福祉に関する情報がどこにあるかわからず困っている障がいのある人の割合 | 41.0％ | 30％以下 |

※令和４年度のアンケート調査結果からの改善をめざすものです。

**基本目標Ⅲ　誰もが支え合うまちづくり**

障がいのある人が、地域社会を形成するひとりの市民として、自分に適した社会生活をおくるためには、療育・教育の段階から、さまざまな機会や交流を通じ、障がいのあるなしにかかわらず、互いに支え合い活動できるような環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、乳幼児期から学校卒業後までの発達段階に応じたきめ細かな支援など、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。また、将来の就労やスポーツ、文化芸術活動などの社会参加につなげ、障がいのある人が自分らしく安心して活動、活躍できる環境づくりに重点的に取り組みます。

さらに、地震や集中豪雨等による大規模災害の発生などにより、防災に対する意識が高まっていることから、障がいのある人を災害から守る取り組みやボランティア活動を一層推進するとともに、犯罪や事故などからも守る取り組みを推進します。

* **重点事項**

ⅲ　　障がいのある人が安心して活動できる環境の充実

* **成果指標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指　　　標 | 現状（令和４年度） | 目標（令和10年度） |
| 今後（も）仕事をしたいと思う障がいのある人の割合 | 37.8％ | 50％以上 |
| 障がいのある人とどのようにかかわったらよいかわからない障がいのない人の割合 | 28.3％ | 20％以下 |

※令和４年度のアンケート調査結果からの向上または改善をめざすものです。

# ３　施策体系

３つの基本目標とその重点事項の実現に向け、次の８つの施策分野ごとに21の施策とその方向性（４　施策の基本方針）を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **基本理念** | **基本目標** | **施策分野** | **施　　　　　策** |
| **みんなで支え合い　誰もが私らしく暮らせるまち　あったかしんしろ** | Ⅰ　誰もが尊重  されるまち  づくり | (1) 啓発・広報 | 施策１　理解の啓発と配慮の促進 |
| 施策２　福祉教育の推進 |
| (2) 環境整備 | 施策３　情報とコミュニケーションのバリアフリー化の推進 |
| 施策４　公共空間のバリアフリー化の推進 |
| 施策５　移動のバリアフリー化の推進 |
| Ⅱ　誰もが自分  らしく快適  に暮らせる  まちづくり | (3) 相談・生活  　　支援 | 施策６　相談支援の充実・強化 |
| 施策７　生活支援の充実 |
| 施策８　住まいの充実 |
| 施策９　権利擁護の推進 |
| 施策10　サービスの人材確保と質の向上 |
| (4) 医療・保健 | 施策11　医療・リハビリテーションの充実 |
| 施策12　こころとからだの健康づくりの推進 |
| Ⅲ　誰もが支え  合うまちづ  くり | (5) 療育・教育 | 施策13　乳幼児期の適切な保健・療育の確保 |
| 施策14　就学前教育・保育等の充実 |
| 施策15　学校教育・特別支援教育の充実 |
| (6) 雇用・就労 | 施策16　一般就労の促進 |
| 施策17　福祉的就労の充実 |
| (7) 社会参加 | 施策18　スポーツの推進 |
| 施策19　文化芸術活動の推進 |
| (8) 安全・安心 | 施策20　地域福祉活動の促進 |
| 施策21　防災・防犯対策等の推進 |

# ４　施策の基本方針

**基本目標Ⅰ　誰もが尊重されるまちづくり**

#### **啓発・広報**

### 施策１　理解の啓発と配慮の促進

障がいのある人が、地域社会の主体として、障がいのない人とともに日常生活や社会生活を円滑におくるためには、障がいの種別の特性や障がいのある人に対する理解と配慮について広く市民に啓発し、障がいのある人とない人がお互いを理解し、尊重し合う環境づくりに取り組む必要があります。

とりわけ、内部障がいや難病、発達障がい、高次脳機能障がい、聴覚障がいなど外見からはわかりにくい障がいについては、その特有の事情を考慮し、啓発を図る必要があります。

障がいや障がいのある人に対する理解がいまだに十分でなく、また、配慮も十分ではありません。障害者差別解消法は、地方公共団体等行政機関や民間事業者に「合理的配慮」を求めています。「合理的配慮」は、障がいのある人の意思表明があった場合とされていますが、意思表明のあるなしにかかわらず、広く障がいのある人に対する適切な配慮を行うことで、互いを尊重し合う関係性を築くことができます。

|  |
| --- |
| ・障がいや障がいのある人に対する理解と配慮の一層の促進に向け、障がい者団体と連携して啓発活動に取り組みます。  ・ヘルプマークなど「障がい者に関するマーク」の正しい理解の啓発に努めるとともに、障がいのある人への配慮の促進を図ります。 |

### 施策２　福祉教育の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、障がいのない人とともに日常生活や社会生活を円滑におくるためには、障がい種別の特性や障がいのある人に対する理解について保育・教育の段階から社会教育の段階まで啓発を継続し、障がいのある人とかかわる環境づくりに取り組む必要があります。

|  |
| --- |
| ・学校教育や社会教育等において福祉教育を推進し、子どもたちをはじめ、あらゆる世代にわたり、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人との交流を促進します。 |

#### **環境整備**

### 施策３　情報とコミュニケーションのバリアフリー化の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、障がいのない人とともに日常生活や社会生活を円滑におくるためには、必要とする情報を適切に入手し、活用できるようにすることにより、障がいのある人とない人とのコミュニケーションの向上に取り組む必要があります。

新城市では、手話言語とコミュニケーション支援に関する条例の制定について検討しています。条例制定後は、その周知を図り、「手話」が言語であることやそれぞれの障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の重要性に対する理解を促進するとともに、障がいのある人の情報の取得と活用、意思疎通の支援等に取り組むなど、情報とコミュニケーションのバリアフリー化を推進する必要があります。

|  |
| --- |
| ・障がいのある人をはじめ、誰もが生活に必要な情報を適切に取得し、活用できるよう、デジタル技術等の活用を含め、行政情報の充実、発信に努めます。  ・生活する上で適切な情報の取得や意思疎通ができるよう、手話言語とコミュニケーション支援に関する条例の周知を図り、点訳・音訳サービスや手話通訳、要約筆記など、障がいの特性などに配慮した支援に取り組みます。 |

### 施策４　公共空間のバリアフリー化の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、障がいのない人とともに日常生活や社会生活を円滑におくるためには、公共施設や障害者支援施設をはじめとする民間施設において、障がいのある人の活動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

|  |
| --- |
| ・障がいのある人をはじめ、誰もが円滑に施設を利用できるよう、公共施設の新設や大規模改修にあわせてバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組み、障害者支援施設をはじめとする民間施設におけるバリアフリー化を促進します。 |

### 施策５　移動のバリアフリー化の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、障がいのない人とともに日常生活や社会生活を円滑におくるためには、道路や公共交通施設などにおいて、障がいのある人の移動を制限するような障壁の除去、すなわち、バリアフリー化を推進する必要があります。

|  |
| --- |
| ・障がいのある人をはじめ、誰もが円滑に移動できるよう、道路や公共交通施設などのバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組み、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。  ・公共交通機関やタクシー、自家用車などによる外出支援に関する施策を推進します。 |

* **基本目標Ⅰ（誰もが尊重されるまちづくり）に関する主な取り組み**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施策  番号 | 取り組み | 実施主体 | 概　　要 | 重点 |
| １ | 障がい者理解の啓発 | 福祉課  社会福祉協議会  サービス提供  事業所  障がい者団体 | 広報紙やホームページ、「障害者週間」や「発達障害啓発週間」、福祉フォーラムなどのイベントを通じ、障がい種別の特性や障がいのある人に対する理解について啓発を図ります。 | ○ |
| １ | 障がい者配慮の促進 | 福祉課  社会福祉協議会  サービス提供  事業所  障がい者団体 | 広報紙やホームページ、ポスター、パンフレット、各種イベントなどを通じ、ヘルプマークなど「障がい者マーク」に対する正しい理解と障がいのある人への配慮を促進します。 | ○ |
| １ | 市役所における障がい者配慮の提供 | 福祉課  秘書人事課 | 障害者差別解消法に基づく職員対応要領に即し、障がいに対する正しい理解のもと、障がいのある人への適切な配慮に努めます。 | ○ |
| ２ | 学校における福祉教育の推進 | 学校教育課  こども未来課  児童養育支援室  福祉課 | 小中学校において、「総合的な学習の時間」などを活用し、障がいのある人への理解を深める福祉教育を実施するともに、地域の学校と特別支援学校、障がい者施設等との交流を図ります。 | ○ |
| ２ | 生涯学習等を通じた福祉教育の推進 | 生涯共育課  福祉課  社会福祉協議会  ボランティア団体 | 生涯学習や出前講座等を通じて、障がいのある人の人権や障がい福祉等について学習する機会を提供します。 | ○ |
| ２ | 交流イベントの促進 | 福祉課  サービス提供  事業所  障がい者団体 | 障がい者施設や障がい者団体のイベント等の周知を図るなど、障がいのある人とない人との交流を促進します。 | ○ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施策  番号 | 取り組み | 実施主体 | 概　　要 | 重点 |
| ３ | 情報のバリアフリー化の推進 | 福祉課  社会福祉協議会  ボランティア団体 | 発行物へのＦＡＸ番号やメールアドレス等の表示や点訳、音訳など、多様な情報入手方法の配慮に努めます。 | ○ |
| ３ | 手話言語とコミュニケーション支援に関する条例の制定、普及 | 福祉課  社会福祉協議会  障がい者団体 | 手話言語とコミュニケーション支援に関する条例の制定に取り組み、その周知を図り、手話言語に対する理解の促進と使用しやすい環境づくりを推進するとともに、障がいの種類等に応じた適切なコミュニケーション手段の利用の重要性に対する理解と配慮を促進します。 | ○ |
| ３ | 意思疎通支援の推進 | 福祉課  秘書人事課  社会福祉協議会 | 聴覚障がいなどのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うとともに、市役所等への手話通訳者の設置を検討します。なお、窓口等においては、代筆や代読、筆談などに対応するとともに、情報支援機器の活用に努めます。 |  |
| ３ | 点訳・音訳サービスの提供 | 秘書人事課  福祉課 | 文字による情報入手が困難な障がいのある人に対し、点訳や音訳により、広報誌やホームページの情報など、必要性の高い情報の提供に努めます。 |  |
| ４ | 公共施設等のバリアフリー化の推進 | 資産管理室  都市計画課  福祉課  障がい者団体 | ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共施設や公園等の新設や改修にあわせて、通路やトイレなどの利用空間のバリアフリー化に取り組みます。また、民間施設のバリアフリー化の促進を図ります。 |  |
| ５ | 道路のバリアフリー化の推進 | 土木課  福祉課  障がい者団体 | ユニバーサルデザインの考え方に基づき、道路の新設や改良にあわせて、段差の解消など移動空間のバリアフリー化に取り組みます。 |  |
| ５ | 公共交通施設等のバリアフリー化の推進 | 公共交通対策課  福祉課  障がい者団体 | ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共交通施設の新設や改良にあわせて、移動空間のバリアフリー化に取り組むとともに、市内交通網の整備を推進します。 |  |
| ５ | 外出支援施策の推進 | 福祉課  こども未来課  児童養育支援室 | 障がいのある人のタクシー利用料金や自動車の改造、障がいのある児童の遠方施設への通所に要する費用などの一部を助成します。 |  |

**基本目標Ⅱ　誰もが自分らしく快適に暮らせるまちづくり**

#### **相談・生活支援**

### 施策６　相談支援の充実・強化

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自分らしい生活をおくるためには、障がいやライフステージ等により異なる生活上の困りごとなどを気軽に相談し、解決するための相談支援の充実・強化を図る必要があります。

|  |
| --- |
| ・障がいのある人の相談支援の中核である基幹相談支援センターと地域の相談支援事業所との連携を強化することにより、切れ目ない相談支援に取り組みます。  ・障がいのある人ほか、高齢者、生活困窮者など個別の福祉課題への対応に加え、さまざまな課題を複合的に抱える人や制度の狭間となる課題を抱える人なども相談しやすい環境づくりに取り組み、適切な支援につなげます。 |

### 施策７　生活支援の充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自分らしい生活をおくるためには、自宅において入浴や排せつ、食事の介護などを行う居宅介護や訪問入浴サービスなどの訪問系サービスのほか、通所施設において日常生活能力の向上などを支援する生活介護や自立訓練などの日中活動系サービス、同行援護や行動援護、移動支援などの外出支援サービス、日常生活を支える補装具や日常生活用具の支給、諸手当などの経済的な支援など、それぞれに適したサービス等の提供を受ける必要があります。

|  |
| --- |
| ・障害福祉計画に基づき、訪問系サービスや日中活動系サービス、外出支援サービスの充実を図るとともに、日常生活の支援や経済的な支援に関する施策を推進します。  ・今後の障がいのある人の高齢化、重度化に加え、家族の高齢化や親亡き後に備え、地域生活支援拠点等の充実に向けたサービスの充実を図ります。 |

### 施策８　住まいの充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自分らしい生活をおくるためには、生活の基盤である住まいを確保するとともに、住みやすい環境整備を支援する必要があります。

|  |
| --- |
| ・障害福祉計画に基づき、施設入所支援などのサービスの適切な提供に努めるほか、今後の障がいのある人の高齢化、重度化に加え、家族の高齢化や親亡き後のひとり暮らしの増加などを見据え、グループホームの整備の促進を図ります。  ・現在の住まいの改修やバリアフリー化を支援するとともに、バリアフリーに対応した公営住宅の周知を図り、入居を希望する障がいのある人の相談に対応します。 |

### 施策９　権利擁護の推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自分らしい生活をおくるためには、障がいのある人の権利や財産をおびやかすような言動や虐待を防止する環境づくりに取り組むとともに、成年後見制度の利用の促進を図る必要があります。

|  |
| --- |
| ・障がいのある人の権利や財産を守るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用の促進を図るとともに、人権尊重や虐待防止など障がいのある人の権利擁護の推進を図ります。 |

### 施策10　サービスの人材確保と質の向上

障がいのある人が、地域社会の主体として、自ら望む場所で自分らしい生活をおくるためには、さまざまなサービスを適切かつ十分に利用できる体制づくりに取り組む必要があります。

令和３年に制定した「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」においては、①福祉の仕事を知り、学ぶ機会の創出、②福祉の仕事への関心を高める環境づくり、③福祉従事者のスキルアップ支援、④分野や職種を超えた連携、⑤社会的評価の向上に取り組むことにより、障害福祉サービス等を担う人材の確保と質の向上につなげることとしています。

|  |
| --- |
| ・障害福祉計画に基づき、質の高いサービスを提供するため、「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」に基づき、サービスを担う人材の確保と育成を促進します。 |

#### **医療・保健**

### 施策11　医療・リハビリテーションの充実

障がいのある人が、地域社会の主体として、自分らしい生活をおくるためには、障がいに応じた適切な医療やリハビリテーションを受けることにより、障がいの軽減や重度化、重複化などの予防、地域生活への移行の促進を図るとともに、医療機関等と連携し、医療的ケアを必要とする人や強度行動障がいのある人の支援体制の整備などに取り組む必要があります。

|  |
| --- |
| ・医療費の負担軽減を図るとともに、障害福祉計画に基づき、医療的ケア等を伴う居宅介護などの適切なサービスの提供に努めます。 |

### 施策12　こころとからだの健康づくりの推進

障がいのある人が、地域社会の主体として、自分らしい生活をおくるためには、こころとからだの健康の維持または増進を図る必要があります。

|  |
| --- |
| ・健康づくりの推進などにより、障がいの原因となる疾病などのさらなる発生予防や早期発見、重度化予防を促進します。  ・こころの病を抱える人の増加に対応するため、学校や企業などと連携し、こころの健康づくりに関する取り組みを推進します。 |

* **基本目標Ⅱ（誰もが自分らしく快適に暮らせるまちづくり）に関する主な取り組み**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施策  番号 | 取り組み | 実施主体 | 概　　要 | 重点 |
| ６ | 切れ目ない相談支援体制の確保 | 福祉課  基幹相談支援  センター  相談支援事業所 | 総合的・専門的な相談支援の実施や地域の相談支援事業所の連携体制の確保を図ります。 | ○ |
| ６ | 重層的支援体制整備事業の推進 | 福祉課  関係課・室  社会福祉協議会  関係機関 | 属性を問わない相談支援や多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施とともに、地域づくりを一体的に推進します。 | ○ |
| ６ | 自立支援協議会の活性化 | 福祉課  協議会関係機関 | 自立支援協議会の場を活用し、相談支援事業所をはじめとする関係機関のネットワーク化を図り、事例の共有や検証に努めます。 | ○ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施策  番号 | 取り組み | 実施主体 | 概　　要 | 重点 |
| ６ | 障害福祉計画等の推進（相談支援） | 福祉課  相談支援事業所 | 障害福祉計画や障害児福祉計画に基づき、障害福祉サービスや障害児通所支援などの利用計画の作成、見直しなどを行うとともに、相談支援の質の向上を図ります。 |  |
| ７ | 障害福祉計画の推進（訪問系） | 福祉課  サービス提供  事業所 | 障害福祉計画に基づき、居宅介護や訪問入浴サービスなどの障害福祉サービス等を提供するとともに、共生型サービスの確保に努めます。 |  |
| ７ | 障害福祉計画の推進（日中活動系） | 福祉課  サービス提供  事業所 | 障害福祉計画に基づき、生活介護などの障害福祉サービスを提供するとともに、共生型サービスの確保に努めます。 |  |
| ７ | 障害福祉計画の推進（外出支援） | 福祉課  サービス提供  事業所 | 障害福祉計画に基づき、同行援護や行動援護、移動支援などのサービスを提供するとともに、サービスの質の向上に努めます。 |  |
| ７ | 補装具費・日常生活用具費の支給 | 福祉課 | 障がいのある身体機能を補うための補装具の購入や修理に係る費用の一部を支給するとともに、身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度難聴児に対し、補聴器等購入費の適切な支給に努めます。また、日常生活用具費を適切に給付します。 |  |
| ７ | 諸手当の支給 | 福祉課 | 法律や制度に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、特別児童扶養手当などの諸手当を支給します。 |  |
| ７ | 地域生活支援拠点等の充実 | 福祉課 | 障がいのある人の高齢化や重度化、家族の高齢化や親亡き後に対応するため、緊急時等の相談体制や緊急時等に備えた短期入所の体験利用体制、緊急時等の受入体制など、切れ目ない支援体制づくりを推進します。 | ○ |
| ８ | 障害福祉計画の推進（居住系） | 福祉課  サービス提供  事業所 | 障害福祉計画に基づき、施設入所支援やグループホームなどの障害福祉サービスの提供に努めます。 |  |
| ８ | 住まいのバリアフリー化の推進 | 福祉課 | 重度の身体障がいのある人に対し、住宅改善に要する費用の一部を助成します。 |  |
| ９ | 権利擁護に関する広報・啓発活動 | 福祉課  社会福祉協議会 | 障がいのある人への虐待の防止や成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護や日常生活自立支援事業等に関する情報提供のほか、講演会や研修会などを通じ、市民や関係機関に幅広く広報・啓発を行います。 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施策  番号 | 取り組み | 実施主体 | 概　　要 | 重点 |
| ９ | 障害者虐待等への的確な対応 | 福祉課  児童養育支援室 | 障害者虐待の疑いの通報を受けた場合、市と基幹相談支援センターにおいて早期に事実確認をした後、虐待の疑いがある場合は、関係機関で構成する支援会議で対応方法を検討し、連携して相談、支援します。 |  |
| ９ | 成年後見制度利用支援事業 | 福祉課 | 障がい等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用する際に、近親者等に申立人がいない場合、市が家庭裁判所に申し立てを行います。なお、成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行い、安心して生活できるよう支援します。 |  |
| 10 | 「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」の推進 | 福祉課 | 条例の周知を図るとともに、①福祉の仕事を知り、学ぶ機会の創出、②福祉の仕事への関心を高める環境づくり、③福祉従事者のスキルアップ支援、④分野や職種を超えた連携、⑤社会的評価の向上に取り組みます。 |  |
| 11 | 医療費の助成 | 保険医療課  福祉課 | 重度の障がいのある人の医療費の一部を助成するとともに、自立支援医療費を支給します。 |  |
| 11 | 医療的ケアを必要とする人等の支援体制の整備 | 福祉課  健康課  学校教育課  医療機関 | 障害福祉計画に基づき、医療的ケア等を伴う居宅介護などの障害福祉サービスを提供するとともに、福祉、保健・医療、教育等の関係機関の連携を図ります。 |  |
| 12 | 健康診査等の実施 | 健康課 | 生活習慣改善や認知症予防の啓発等に取り組むとともに、健康診査を実施し、その結果に基づく予防活動への参加を促進し、健康の増進と疾患等の予防を図ります。 |  |
| 12 | メンタルヘルス対策の推進 | 健康課 | 講座の開催や専門相談の実施などを通じて、悩みや困難を抱えている人が安心して生活できるように支援します。 |  |

**基本目標Ⅲ****誰もが支え合うまちづくり**

#### **療育・教育**

### 施策13　乳幼児期の適切な保健・療育の確保

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として、自分に適した日常生活や社会生活をおくるためには、乳幼児期の適切な保健・療育の確保に取り組む必要があります。

とりわけ、発達に心配のある子や障がいのある子には、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な保健・医療、療育等を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目ない支援が必要となります。障がいの発生時期や原因はさまざまであり、乳幼児期においては、障がいや発達に心配のある子の早期発見に取り組み、治療や療育等の支援につなげる必要があります。

|  |
| --- |
| ・乳幼児健康診査や個別指導などにより、障がいや発達に心配のある子の早期発見・早期支援に努めます。 |

### 施策14　就学前教育・保育等の充実

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として、自分に適した日常生活や社会生活をおくるためには、就学前教育・保育、放課後等の支援の充実に取り組む必要があります。

とりわけ、発達に心配のある子や障がいのある子については、一人ひとりの特性や発達段階に応じた適切な療育・保育、教育を提供するとともに、ライフステージに応じた切れ目ない支援が必要となります。また、医療的ケアを必要とする児童などへの支援に取り組む必要があります。

|  |
| --- |
| ・切れ目ない支援の実現に向け、障害児福祉計画に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを適切に提供するとともに、保育・教育環境の整備など、子育て支援の充実に取り組みます。  ・医療的ケアを必要とするなど特別な支援を必要とする障がいのある児童への支援の充実を図ります。 |

### 施策15　学校教育・特別支援教育の充実

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として、自分に適した日常生活や社会生活をおくるためには、学校教育における良好な環境づくりに取り組む必要があります。

学校教育の充実にあたっては、障がいのある児童生徒が、必要な配慮のもと、障がいのない児童生徒とともに教育を受けることができるインクルーシブ教育が望まれています。このような、ともに学ぶ環境づくりを推進する一方で、個別の支援ニーズのある児童生徒が、将来の自立と社会参加を見据えて、成長段階ごとに最適な支援を受けられるよう、通常の学級のほか、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校などの多様な学びの場の充実を図る必要があります。さらに、卒業後の進学、就職に向けた進路指導の充実に努めるとともに、成人に至るまで一貫した支援を受けられるよう、関係機関が互いに情報を共有する必要があります。

|  |
| --- |
| ・児童生徒のこころや学校施設のバリアフリー化などに取り組み、障がいのある児童生徒が可能な限り障がいのない児童生徒とともに学べるインクルーシブ教育を推進します。  ・教職員の資質の向上を図るなど、それぞれの障がいのある児童生徒に応じた適切な教育の提供に取り組むとともに、障がいのある児童生徒の将来も見据え、保護者や関係機関の間で成長の過程や支援内容の情報共有を図ります。 |

#### **雇用・就労**

### 施策16　一般就労の促進

障がいのある人が、地域社会の主体として、障がいのない人とともに社会生活をおくるためには、一般就労を望む障がいのある人が民間企業等で働き、そして働き続けることのできる環境づくりに取り組む必要があります。

一般就労するためには、民間企業等の理解と配慮が不可欠です。障がいのある人の法定雇用率は、民間企業で、令和６年４月から2.5％（従業員40人以上）、さらに、令和８年７月からは2.7％（従業員37.5人以上）まで引き上げられる予定です。なお、地方公共団体における障がいのある人の法定雇用率は、令和６年４月から2.8％、さらに、令和８年７月からは3.0％まで引き上げられる予定です。また、障がいのある人には、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方も求められています。

|  |
| --- |
| ・就労移行支援などを通じて、障がいのある人の働く意欲を醸成し、就労機会の拡大を図るとともに、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、民間企業等における障がいや障がいのある人に対する理解と配慮を促進し、雇用機会の拡大と就労定着を図ります。  ・市役所においても障がいのある人の雇用等に率先して取り組むとともに、働き続けることができるよう、障がいのある職員への配慮に努めます。 |

### 施策17　福祉的就労の充実

一般就労の困難な障がいのある人も、地域社会の主体として、自分に適した社会生活をおくるためには、生きがいを持って働き、そして働き続けることのできるよう、福祉的就労の充実を図る必要があります。

|  |
| --- |
| ・就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）などの福祉的就労の充実を図るとともに、福祉的就労の継続や工賃の向上のため、障がい者就労施設等からの物品や役務の優先調達を推進するなど、障がい者就労施設等でつくられる製品等の販路の確保、拡大を図ります。 |

#### **社会参加**

### 施策18　スポーツの推進

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として、自分に適した社会生活をおくるためには、スポーツ活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

令和３（2021）年に開催された東京パラリンピック、令和７（2025）年に東京で開催される予定の聴覚障がいのある人のデフリンピックのほか、知的障がいのある人のスペシャルオリンピックスなど、障がい者スポーツへの関心が高まりつつあります。

|  |
| --- |
| ・障がい者スポーツを推進し、障がいのある人がスポーツに親しみ、体力や競技力の向上を図るための環境づくりに取り組みます。 |

### 施策19　文化芸術活動の推進

障がいのある人が、生涯を通じ、地域社会の主体として、自分らしい社会生活をおくるためには、文化芸術活動に参加し、生きがいを持って健やかに暮らすことができるような環境づくりに取り組む必要があります。

|  |
| --- |
| ・障がいのある人の作品展を開催するなど、障がいのある人が文化芸術に親しみ、生涯学習に取り組むための環境づくりに取り組みます。 |

#### **安全・安心**

### 施策20　地域福祉活動の促進

障がいのある人が、安心して安全に暮らすことのできる環境づくりを推進するためには、平常時からの見守り活動、大規模災害や事故などの発生時における助け合い活動、ボランティア活動など、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりを強化する必要があります。さらに、障がいの有無だけでなく、性別や国籍などにかかわらず、互いに尊重し合いながら、地域におけるさまざまな活動に参画し、障がいのある人とさまざまな人が交流、活躍できる環境づくりにも取り組む必要があります。

|  |
| --- |
| ・身近な地域住民に障がいや障がいのある人に対する理解を促進し、見守り活動や助け合い活動、ボランティア活動など、障がいのある人と身近な地域住民とのつながりの強化を図ります。  ・障がいのある人が、地域のさまざまな活動に参画し、さまざまな人と交流できる環境づくりを推進することにより、孤立化等を防止します。 |

### 施策21　防災・防犯対策等の推進

障がいのある人が、安心して安全に暮らすことのできる環境づくりを推進するためには、大規模な地震、洪水などの自然災害や火災などの発生のほか、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどから、生命や財産を守ることのできる体制を整備する必要があります。

特に、近年の大規模な地震や集中豪雨などの発生により、市民の防災意識が高まり、地域における防災対策への取り組みが進められる中、障がいのある人への対応の充実も求められています。

|  |
| --- |
| ・大規模災害から障がいのある人を守るため、災害時要援護者避難支援制度の登録の促進や福祉避難所の確保など、防災対策の一層の推進を図るとともに、障がい者施設等における防災対策を促進します。  ・火災や事故、急病などから障がいのある人を守るため、消防体制などの充実を図るとともに、地域や警察と連携を図り、交通事故や犯罪、消費生活に関するトラブルなどの対策に努めます。 |

* **基本目標Ⅲ（誰もが支え合うまちづくり）に関する主な取り組み**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施策  番号 | 取り組み | 実施主体 | 概　　要 | 重点 | |
| 13 | 乳幼児健康診査の実施 | 健康課 | 乳幼児健康診査を実施し、疾病、障がい等の早期発見や適切な指導を行います。 |  |
| 13 | 「サポートシート」の作成、利用推進 | こども未来課  児童養育支援室 | 障がいのある児童の「サポートシート」を作成し、保護者や関係者等の間で18歳までの成長過程や支援内容の情報共有を図ります。 |  |
| 14 | 障害児福祉計画の推進 | 福祉課  児童養育支援室  サービス提供  事業所 | 障害児福祉計画に基づき、医療的ケアを必要とするなど特別な支援を必要とする障がいのある児童も含め、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の提供に努めるとともに、地域の障がい児支援の中核となる児童発達支援センターの設置、または、同等の機能を有する体制の確保について検討します。 |  |
| 14 | インクルーシブ保育の推進 | こども未来課  児童養育支援室 | こども園等において、障がい児保育や統合保育を推進するための体制整備や職員の資質の向上を図ります。 |  |
| 15 | インクルーシブ教育の推進 | 学校教育課  教育総務課 | 障がいのあるなしにかかわらず児童生徒がともに学べる環境づくりに努めるとともに、学校のバリアフリー化を推進します。 |  |
| 15 | 特別支援教育の推進 | 学校教育課 | 特別支援教育に関わる教職員の資質の向上を図るとともに、各学校の教職員の特別支援教育への理解を深めるなど、児童生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施策  番号 | 取り組み | 実施主体 | 概　　要 | 重点 |
| 16 | 障がい者雇用の促進 | 福祉課  産業政策課  ハローワーク | 自立支援協議会を通じて関係機関と連携し、情報提供や障がい者雇用への理解と協力を働きかけるとともに、短時間勤務や在宅勤務などの多様な就労のあり方を検討するなどし、一般就労の促進を図ります。 | ○ |
| 16 | 市役所における障がい者雇用の推進 | 秘書人事課 | 障がいのある人を対象とした正規職員または非常勤職員等の採用試験を受験者の障がいに配慮の上で実施し、採用を推進します。 | ○ |
| 16 | 市役所における障がい者配慮の提供（再掲） | 福祉課  秘書人事課 | 障害者差別解消法に基づく職員対応要領に即し、障がいに対する正しい理解のもと、障がいのある職員への適切な配慮に努めます。 | ○ |
| 16 | 障がい者理解の啓発（再掲） | 福祉課  社会福祉協議会  障がい者団体 | 出前講座やパンフレット等の配布などを通じ、民間企業等に対し、障がい種別の特性や障がいのある人に対する理解について、啓発を図ります。 | ○ |
| 16 | 障がい者配慮の促進（再掲） | 福祉課  社会福祉協議会  障がい者団体 | 出前講座やパンフレット等の配布などを通じ、民間企業等に対し、障がいのある人への配慮を促進します。また、障がいのある人への配慮について助言等を行うアドバイザーの派遣等に向けて取り組みます。 | ○ |
| 17 | 障害福祉計画の推進（就労系） | 福祉課  サービス提供  事業所 | 障害福祉計画に基づき、就労選択支援や就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）などの障害福祉サービスを提供し、地域活動支援センター事業を実施するとともに、サービスの質の向上を図ります。 | ○ |
| 17 | 障害者優先調達の推進 | 福祉課 | 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度方針を定め、障害者就労施設等からの物品や役務の優先調達を推進します。 | ○ |
| 18 | 障がいのある人のスポーツの推進 | 福祉課  生涯共育課  障がいのある人 | 障がい者スポーツ大会を開催するとともに、障がいのある人がより気軽にスポーツやレクリエーションに親しむことができ、また、障がいのない人とともに参加できる環境づくりに努めます。 | ○ |
| 19 | 障がいのある人の文化芸術活動の推進 | 福祉課  生涯共育課  障がいのある人 | 障がいのある人の作品展を開催するとともに、障がいのある人がより気軽に文化芸術活動や生涯学習に親しむことができ、また、障がいのない人とともに参加できる環境づくりに努めます。 | ○ |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施策  番号 | 取り組み | 実施主体 | 概　　要 | 重点 |
| 20 | 障がい者支援ボランティアの育成 | 福祉課  社会福祉協議会 | 地域住民の福祉に関する理解について啓発を図るとともに、各種ボランティア講習会への参加促進を図ります。また、社会福祉協議会と連携し、新たなボランティアの育成を検討します。 |  |
| 20 | 障がいのある人の地域福祉活動等の促進 | 福祉課  社会福祉協議会  障がいのある人 | 障がいのある人の仲間づくりや助け合いなど、自発的な取り組みについて啓発するとともに、ボランティア講習会やボランティア活動などの情報提供を行うなど、地域福祉活動等への参加を促進します。 | ○ |
| 21 | 地域防災対策の推進 | 防災対策課  福祉課  サービス提供  事業者  障がいのある人 | 障がい者施設等における防災対策の強化を図るとともに、地域の避難訓練への障がいのある人の参加を促進します。 | ○ |
| 21 | 災害時要援護者対策の推進 | 福祉課  防災対策課  障がいのある人 | 災害時要援護者登録を促進し、名簿を調整、管理するとともに、自主防災会、民生委員・児童委員、消防団に情報を提供することにより、災害時における登録者への情報伝達や避難誘導などの地区防災計画の作成を支援するなど、支援体制の確立に取り組みます。 |  |
| 21 | 福祉避難所の設置 | 福祉課  防災対策課 | 障がい者施設等を対象に福祉避難所を指定し、災害時の安全な避難場所の確保に努めます。また、受入・運営体制の構築支援や連絡体制を確立し、災害時の適切な運用をめざします。 |  |
| 21 | 災害時要援護者家具転倒防止支援事業の普及 | 防災対策課 | 大地震時における家具転倒による死傷者の軽減を図るため、速やかな避難が難しく家具転倒防止用具の取り付けが困難な災害時要援護者に対し、支給及び取り付けを行います。 |  |
| 21 | インターネットを活用した緊急通報・災害情報提供の実施 | 消防署  防災対策課 | 聴覚障がいのある人など音声による119番通報が困難な人に対して「Ｎｅｔ119緊急通報システム」の周知を図ります。  また、防災アプリの周知を図り、文字による災害情報の提供を行います。 |  |
| 21 | 防犯・交通安全対策の推進 | 行政課 | 広報誌やホームページ、チラシなどを通じ、犯罪被害の防止について啓発を図るとともに、交通安全教育の推進に取り組みます。 |  |